第三百二十五条の二第一号	株主総会参考書類	投資主総会参考書類（投資法人法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類をいう。次条第一項第二号において同じ。）
第三百二十五条の三第一項第二号	第三百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類	投資主総会参考書類
第三百二十五条の三第二項	取締役	執行役員
第三百二十五条の三第三項	第二十四条第一項	第二十四条第五項において準用する同条第一項
第三百二十五条の四第三項	取締役	執行役員
	株主総会参考書類等	投資主総会参考書類等
第三百二十五条の四第四項	その	議案の要領を投資法人法第九十一条第一項又は第二項の
	当該議案	議案
第三百二十五条の五第二項	取締役	執行役員

第百十三条の表第八百八十六条第一項の項から第九百三十八条第二項第四号の項までを削る。

（社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正）

第九条　社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の表に次のように加える。

第百五十九条の二第一項	会社法第三百二十五条の二
第百五十九条の二第二項	会社法第三百二十五条の五第二項

投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二	
投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第二項	

第六十三条の表に次のように加える。

第百五十九条の二第二項	会社法第三百二十五条の五第二項

協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の五第二項	

第六十四条の次に次の一条を加える。

（特定目的会社の優先出資について準用する法の規定の読替え）

第六十四条の二　法第二百三十九条第一項の規定において資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社の優先出資について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十九条の二第一項	会社法第三百二十五条の二	資産の流動化に関する法律第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二
第百五十九条の二第二項	会社法第三百二十五条の五第二項	資産の流動化に関する法律第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の五第二項

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎

条約

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第十一号

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約

日本国及びベトナム社会主義共和国（以下「両締約国」という。）は、

刑事に関する共助の分野における両国間の協力を一層実効あるものとすることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　趣旨、目的及び共助の範囲

1　各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。

2　共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

(1)　証言又は供述の取得

(2)　物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）

(3)　人、物件又は場所の見分